姉妹都市災害時相互応援に関する協定

八王子市、苫小牧市及び日光市（以下「姉妹都市」という。）は、姉妹都市において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応　援）

第１条　この協定において「応援」とは、次に定める提供、派遣等の全部又は一部をいう。

(1) 食糧、飲料水及び生活必需品の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供

(2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供

(4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣

(5) 児童・生徒の受入れ

(6) 被災者に対する住宅の提供

(7) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第２条　応援の要請は、次の事項を明らかにして、第７条第１項に定める連絡担当部局に対して口頭により行うものとする。なお、事後速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資、車両、資機材等の種類、品名、数量等

(3) 前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種、人数及び業務内容

(4) 前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入れを必要とする児童・生徒の学年及び人数

(5) 前条第６号に掲げる応援を要請する場合にあっては、住宅の提供を必要とする被災者の世帯数及び人数

(6) 前条第７号に掲げる応援を要請する場合にあっては、その具体的内容

(7) 応援場所及び応援場所への経路

(8) 応援の期間

(9) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された場合は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第４条　応援のため派遣された職員は、原則として被災都市の市長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要する経費の負担区分は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 第１条第１号から第３号まで、第５号及び第６号に掲げる応援に要する経費については、原則として被災都市の負担とする。

(2) 第１条第４号に掲げる応援に要する経費については、応援都市の負担とする。

(3) 第１条第７号に掲げる応援に要する経費については、その都度協議する。

（応援の自主出動）

第６条　災害が発生し、被災都市との連絡がとれない場合において、応援の必要があると認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

２　前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

（連絡担当部局）

第７条　姉妹都市は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定め、相手方に通知するものとする。

２　連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成21年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の１ケ月前までにいずれからも申出がないときは、さらに３年間延長し、以後も同様とする。

（協　議）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、姉妹都市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書３通を作成し、各都市の市長が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成18年10月１日

東京都八王子市元本郷町三丁目24番１号
八王子市
八王子市長　　黒　須　隆　一

北海道苫小牧市旭町４丁目５番６号
苫小牧市
苫小牧市長　　岩　倉　博　文

栃木県日光市今市本町１番地
日光市
日 光 市 長　　斎　藤　文　夫

資料 2-8　姉妹都市災害時相互応援に関する協定（苫小牧市/日光市）

姉妹都市災害時相互応援に関する協定実施細目

（趣　旨）

第１条　この実施細目は、姉妹都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第９条の規程に基づき、協定の実施に必要な事項について定めるものとする。

（応援職員の公務災害等）

第２条　協定第１条第４号の規定により派遣した職員（以下「応援職員」という。）がその応援業務上により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、派遣場所において応急治療した場合の治療費は、被災都市の負担とする。

（損害賠償責任）

第３条　応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災都市がその賠償責任を負う。ただし、被災地への往復の途中において生じたものについては、応援都市が賠償責任を負う。

（経費の負担等）

第４条　協定第５条第１項の規定により、被災都市が負担すべき経費の額は、次に掲げる経費の合算額とする。

(1) 物資及び貸与以外の資機材については、当該物資及び資機材の購入費（備蓄しているものを提供したときは、再調達価格）及び輸送費

(2) 携行又は貸与した車両、機械器具及び資機材については、借上料、燃料費（現地調達したものは除く。）、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費（現地修理したものは除く。）

(3) その他別途協議して定めるものの経費

２　協定第１条第４号に掲げる応援に要する経費については、当該応援が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づく派遣によるものにあっては被災都市の負担とし、その他の応援については応援都市の負担とする。

３　前２項の経費については、応援都市が一時繰替支弁することができる。

４　前項の規定により繰替支弁した経費については、応援都市の市長名による請求書により、関係書類を添付して被災都市の市長に請求するものとする。

５　前２項の規定により難いときは、応援都市及び被災都市が協議して定める。

（応援職員の身分表示等）

第５条　応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

２　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、装備及び当座の食糧等を携行するものとする。

（便宜供与）

第６条　被災都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

資料 2-8　姉妹都市災害時相互応援に関する協定（苫小牧市/日光市）

平成18年10月１日

東京都八王子市元本郷町三丁目24番１号
　八王子市
　八王子市長　　黒　須　隆　一

北海道苫小牧市旭町４丁目５番６号
　苫小牧市
　苫小牧市長　　岩　倉　博　文

栃木県日光市今市本町１番地
　日光市
　日 光 市 長　　斎　藤　文　夫